## カタール国民(一般旅券所持者)に対する数次有効の短期滞在査証の緩和

2023年3月9日

2023年4月2日から、査証事務を取り扱う全ての在外公館において、有効なカタール一般旅券(IC旅券)を所持するカタール国民に対して、日本の在外公館における事前登録を条件に査証免除措置(滞在期間30日)をとることとなりました。

詳細については以下のとおりです。

- 1 渡航目的及び対象者
- (1) 渡航目的

「出入国管理及び難民認定法」上の在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動

- (2) 対象者
  - ICAO標準のカタール政府発行の一般旅券(IC旅券)を所持するカタール国民
- (3) 対象公館

査証事務を取扱う全ての在外公館

2 査証免除登録証の有効期間及び滞在期間

有効期間:3年又は旅券の有効期間満了日までの期間のどちらか短い方

滞在期間:30日手数料:無料

所要日数:申請の翌営業日に交付

- 3 必要な提出書類等
- (1) 事前登録用申請書
- (2) 旅券(ICAO標準の有効なカタールー般旅券(IC旅券)に限る。)